

府内の人手不足企業割合は34.4% 2020年前のコロナ禍前水準に上昇

大阪シティ信用金庫が発表した「中小企業における人手不足の実態と対応策等調査」結果（2023年4月上旬に実施・有効回答数1317社）によると、人手の過不足感は、「適正」と答えた企業が64.5%で最も多く、これに対し、「過剰」とする企業は1.1%、「不足」とする企業は34.4%だった。これを前回調査（2021年）と比べると、「過剰」が6.6ポイント、「適正」が12.0ポイントそれぞれ減少する一方、「不足」が18.6ポイントと大幅に増加した。

人手不足と答えた企業の割合は、新型コロナ禍真っ只の2020年に急低下し、16.0%を記録。翌2021年も15.8と低い水準だったが、本格的なアフターコロナを迎えたことで経済活動が再開され、コロナ禍前の水準に戻ったようだ。

業種別でみると、「不足」とする企業の割合は「運輸業」（53.7%）で5割を超えた。トラック運転手の労働時間が年720時間に制限されることで人手不足が生じる「2024年問題」を目前に控えた状況だが、すでに他業種よりも不足感が強い。

人手不足の深刻度合いについて「かなり深刻」と答えた企業は12.1%、「やや深刻」と答えた企業は59.9%。合わせて7割超（72.0%）にも上っており、多くの企業にとって「人手不足解消」が喫緊の経営課題となっていることがわかる。業種別でみると「深刻」と答えた企業割合は「サービス業」で80.0%にも上り、全業種の中で最も高くなっている。

納付書の事前送付を一部取りやめ 2024年5月以降に送付する分から

国税庁ではこのほど、納付書の事前送付について、2024年5月以降に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人などを対象に取りやめる予定であることを明らかにした。同庁は、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところだが、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、一部の納税者への納付書の事前送付を取りやめる。

事前送付を行わない対象は、(1) e-Taxで申告書を提出している法人、(2) e-Taxでの申告書提出が義務化されている法人、(3) e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人、(4) 「納付書」を使用せずに、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）や振替納税、インターネットバンキング等による納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）で納付している法人・個人、などだ。

現在、e-Taxを利用せず、税務署から送付された納付書で納付するなど納付書を必要とする納税者に対しては、引き続き、納付書を送付する予定だ。また、源泉所得税の徴収高計算書は、引き続き送付する予定だが、電子申告やキャッシュレス納付の利用を呼びかけている。国税庁では、納税者の納付書手書き作成の手間を省くとともに、税務署や金融機関の窓口に行かなくても国税納付ができるよう、キャッシュレス納付を用意している。